○平成 28 年度 2 月 和歌山県議会定例会(関連部分抜粋)

(平成 29年 3月 2日)

【山下直也議員 質問(自由民主党県議団)】

今後は県はどういった戦略を持ってIRの誘致を進めるのか、また現在どのような取り組みを行っているのかなど、IR誘致に関する知事のお考えをお聞かせください。

【知事答弁】

次に、IRに関してでございます。

今後のIRの誘致に関し、私が留意している点は、以下の2点でございます。

まず、第1点目としては、和歌山のIRのコンセプトはリゾート型のIRになるだろうと思います。本県は、マリンスポーツや海洋レジャーを満喫できるほか、高野山や熊野古道、温泉、美しい海岸線といった魅力ある観光資源が豊富にあるため、リゾート型のIRを目指すのがよかろうと思います。このような地域の観光資源と一体となったIRのほうが、より和歌山にとっての地域経済にも好影響を与えると考えております。

リゾート型IRは、大阪府のような、カジノのほか巨大な会議場やコンベンション施設、あるいは劇場、ホテル、ショッピングセンターなど全て含んだ大都市型IRとは性格が異なり、これは必ずしも競合するものではないと思います。また、別のIRが近くにあったほうが相乗効果があってよいという事業者の意見もありますので、大阪ができることによって和歌山はできないんじゃないかという心配をする必要は必ずしもないと思います。大阪府にも頑張ってもらえばよろしいと思います。

2点目といたしましては、入場制限でございます。IRは、地域経済に大きな波及効果がある一方で、やはり心配は、和歌山県民がギャンブル依存症に陥る懸念がより多くなるんじゃないか、そういうことでございます。IRに対する心配ないし反感のほとんどは、実はこれであるというふうに私は思っております。

したがって、誘致するIRには、和歌山県民、これが難しければ日本国民は入場できないということにすれば、このような懸念はほとんどなくなるというふうに思います。ほとんどの人にとってなくなるというふうに思っております。

この前提で誘致に取り組みますけれども、大事なことは、事業者が和歌山に投資してくれるかどうかということでございます。現在、国内、国外を問わず複数の事業者と接触し、意見交換を行っているところでありますが、本県の方針に対しては好意的な事業者もおりまして、こういう方々を中心に話を進めて、今後も引き続き、和歌山で I R事業を行う意欲のある事業者を確保すべく、精力的に取り組んでまいりたいと思っております。

もう1つは、これが一番大事なことでございますが、今後、国がIRに関する手続を定める法律をどうつくり、その中で和歌山もその対象にしてくれるかどうかということが一番大事でございます。したがって、この法律の検討に当たっては、余り極端に地域を限定しないで、大都市型のIRだけじゃなくて、本県が目指すリゾート型のIRにも十分配慮した区域設定あるいは箇所づけを基

本とするとともに、施設規模なども地方の実情に合うようなものといたしてもらい、地方創生の観点も踏まえた法体系になるように、今もそうですが、今後とも積極的に国に働きかけを行ってまいりたいと思っております。

次に、万国博でございますけれども、万国博が大阪で開かれる。議員御指摘のとおり、我が国全体として大きな経済効果が見込まれるだけではなくて、関西のすばらしさを世界の人々に理解してもらう絶好の好機であります。また、関西を周遊する新たな観光ルートの創出や産業のイノベーションなどにより、関西全体の経済の活性化にもつながるというふうに思いますし、何よりも大阪に近い本県の活性化には必ずつながるというふうに思っております。

大阪での開催が実現した際には、大阪府と当然連携して取り組まないといけませんが、当県の産業の活性化、あるいは世界遺産高野・熊野への誘客促進など、さまざまな面で本県の活性化につながる取り組みについて積極的に推進してまいりたいと思います。

(平成 29年 3月 6日)

【雑賀光夫議員 質問(日本共産党県議団)】

まず、日本における、また和歌山県でのパチンコを含むギャンブル依存症の実態をどう把握しているのか、福祉保健部長にお伺いします。

また、警察庁の犯罪統計でも、2015年からパチンコ依存症、ギャンブル依存症を動機とするものを分類するようになったとお聞きしています。警察本部長から、全国における、または和歌山でのギャンブル依存に起因する犯罪の実態についてお聞かせいただきたいと思います。

【福祉保健部長答弁】

ギャンブル依存症は、さまざまなギャンブルへの衝動が抑制できなくなり、経済的、社会的、精神的な問題や対人関係などの問題が生じているにもかかわらず、自分の意思ではやめることができない状態とされており、本人やその家族にさまざまな問題を生じさせる疾病であると言われております。

平成 25 年度に厚生労働省の研究班が実施した調査によれば、ギャンブル等の依存症が疑われる方は国内では成人の 4.8%と推計されておりますが、本県の実態については把握しておりません。なお、現在、国では、より詳細な依存症の実態を把握するための調査が行われているところです。

県では、アルコールや薬物などの依存とともに県精神保健福祉センターや県立保健所で相談を行っており、電話や来所による相談は、平成 26 年度は32 件、27 年度は43 件、本年度は1月末時点で35 件という状況です。

【警察本部長答弁】

犯罪統計で確認できる範囲でございますが、ギャンブル依存、パチンコ依存を主たる動機とする 犯罪は、全国においては、統計をとり始めた平成 27 年中は 1702 件、平成 28 年中は 2328 件であ り、一方、和歌山県では、平成 27 年中は 9 件、平成 28 年中は 8 件を確認しているところでござい ます。

【雑賀光夫議員 質問(日本共産党県議団)】

賭博を禁止するという本来の趣旨はどこにあるのか、警察本部長からお話をいただきたいと思います。お願いします。

【警察本部長答弁】

賭博を禁止することの本来の趣旨につきましては、一般的には公序良俗、すなわち国民の健全な 経済活動と勤労への影響と副次的犯罪の防止にあるものというふうに承知をしております。

【雑賀光夫議員 質問(日本共産党県議団)】

和歌山県では、IR誘致候補地として和歌山市のコスモパーク加太、和歌山マリーナシティ、それに白浜町の旧空港跡地の3カ所が挙がっているわけですが、区域の認定を申請する際には、隣接

の自治体の同意も必要になるのでしょうか。これは、企画部長からお答えいただきたいと思います。

【企画部長答弁】

昨年 12 月に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律、いわゆる I R 推進法の附帯決議には、地方公共団体が特定複合観光施設区域の認定申請を行うに当たっては、公営競技の法制に倣い地方議会の同意を要件とすること、また、地方公共団体による公聴会の開催など、地域の合意形成に向けた具体的なアクションや依存症や治安維持などの地域対策を国の認定に当たっては十分に踏まえることと盛り込まれておりますが、隣接する地方公共団体の同意については特に触れられておりません。

I Rの整備に必要な具体的な手続については、今後の国の法整備の中で定められることになって おりますので、隣接自治体の同意の必要性についても、その中で明らかになってくるものと考えて ございます。

【雑賀光夫議員 質問(日本共産党県議団)】

仮に和歌山にカジノを含むIR施設ができた場合、ギャンブル依存症についてどんな懸念があり、 どう対応されるのか、改めて知事からお聞かせいただきたいと思います。

【知事答弁】

私は、かねてから申し上げておりますとおり、カジノ設置に伴い懸念されるギャンブル依存症については、物すごく重視しております。そうならないようにする技術はいろいろ議論されておりまして、かなりの程度、それは可能だと思いますけれども、それでも、雑賀議員のような人だけではなく、多くの人の頭から心配は消えないでしょう。うちの人が、うちの子が、うちの親がなったらどないしようということであります。だから、少なくともその懸念がなくなるまでは、和歌山でIRが認められるとしても、そこでは和歌山県民ないしは日本人をカジノに入場できないようにしたいと考えております。

したがいまして、理論的に考えますと、和歌山のIRにおいては、住民のカジノによるギャンブル依存症の可能性はゼロであります。したがいまして、どうして雑賀議員がそのような質問をされるのかなあと、何か私の言うことはいつも無視されるなあと、この件にかかわらず一生懸命言うてるんだけどなあということが多々ございますので、最後、感想でございますが、以上でございます。